

「第1回 直方市公契約審議会」会議録

開催日時：平成27年5月8日（金） 14:00～16:00

開催場所：直方市庁舎8階 808会議室

出席者：(委員) 服部会長・岩尾副会長・永富委員・寒竹委員・津田委員

(事務局) 毛利総合政策部長・大場財政課長・

浜田契約係長・平山公会計等担当係長・花田・梅田

1.平成26年度 第2回 直方市公契約審議会 会議録について

会長	<p>それでは、第1回直方市公契約審議会を開会する。</p> <p>まず、平成26年度 第2回審議会の会議録の内容を確認する。</p> <p>各委員のみなさんには、事務局から事前に会議録が送付されていたと思うが、内容に不備等ないか。特になければ、前回会議録署名委員に指名した、永富委員、津田委員、署名をお願いします。</p> <p>ー永富委員、津田委員の署名をもらうー</p>
----	--

2.直方市公契約条例対象事業の実施状況に係るアンケート集計結果について

会長	<p>それでは、議事(1)「直方市公契約条例対象事業の実施状況に係るアンケート集計結果について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、説明させていただきたいと思う。</p> <p>「直方市公契約条例対象事業の実施状況に係るアンケート集計結果」をご覧ください。</p> <p>平成26年度 公契約条例対象事業契約受注者13社に対して、アンケート調査を実施した。実施期間は、4月17日から4月30日まで、回答数は9通、回収率は69.2%であった。</p> <p>次のページ、2ページをご覧ください。</p> <p>「Q1 公契約条例が制定され、1年が経過しましたが、「公契約条例」についてどれくらい理解できていると自己評価されますか。」という質問に対しては、55.5%の事業者が「理解できている」「まあまあ理解できている」との回答であった。</p> <p>3ページ、「Q2 事業が公契約条例対象案件となったことで、業務に従事する方の適正な労働条件の確保に結びつく成果がありましたか。」という質問に対しては、66.6%の事業者が「成果があった」又は「今後成果があると考えられる」との回答であった。</p> <p>4ページ、「Q3 公契約条例対象案件の事業を進めていく中で、地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられましたか。」という質問に対しては、</p>

	<p>「つながった」という意見と「今後もつながるとは思えない」という意見に分かれた。</p> <p>5 ページ、「Q4 事業が公契約条例対象案件となったことで、工事・業務の質の向上につながりましたか。」という質問に対しては、44.4%の事業者が「特に今までと変わらない。今後も今までと変わらないと考える」との回答であった。</p> <p>6 ページ、「Q5 公契約条例が適用される労働者等の範囲や労務報酬下限額など、労働者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。」という質問に対しては、1つの手法に偏ることなく、掲示・書面・口頭と様々な回答であった。</p> <p>7 ページ、「Q6 労働者等から、公契約条例に関すること（賃金・労働者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。」という質問に対しては、77.7%の事業者がなかったとの回答であった。</p> <p>8 ページ、「Q7 労務台帳を作成し提出するにあたって、台帳の様式など、見直しが必要と考える点はありますか。」という質問に対しては、66.6%の事業者が必要ないとの回答であったが、台帳に労働者氏名を明示することへの配慮・提出回数を減らしてほしいとの意見も寄せられた。</p> <p>9 ページ、「Q8 労務報酬下限額の設定の考え方に関して、課題と考える点はありますか。」という質問に対しては、44.4%の事業者が「課題はない」との回答であった。</p> <p>10 ページ、「Q9 公契約条例対象事業の業務に取り組むにあたって、困っていることやわからないことがありますか。」という質問に対しては、困っていることやわからないことがあると回答した事業者は22.2%程度であった。</p> <p>11 ページ、「Q10 その他、直方市公契約条例に関して、ご意見・ご要望等がございましたら、ご自由にご記載ください。」に対して、「今後、さらに制度の理解を深め活用して行きたい」「対象事業者の拡大」などといった意見が寄せられた。</p> <p>アンケート集計結果の報告は、以上である。</p>
会 長	アンケート集計結果について、意見・質問がある方はいらっしゃるか。
委 員	<p>Q2、Q3、Q4 などの質問は、公契約条例の意味合いを問う質問であると思うが、すぐに成果が現れたというのは少ないが、今後に期待するということにそれなりの数字が入っているということに、期待したいと思う。</p> <p>アンケートだけではなく、何かやっていかなければならないのかと思う。</p> <p>建設産業の倒産件数は、国の支援もあってだろうが、年々下がっている。経費率があげるまでになっているので、この好循環が幅広い業者にわたっていけばいいと思う。</p>
会 長	Q6 の回答内容に「適切な金額」とあるが、これは、労務報酬下限額が「高い」とみているのか「低い」とみているのか。

事務局	事業者宛に通知したアンケートなので、この回答が事業者側の回答なのか、労働者側の回答なのか、どちらともとれるものなので、真意はわからない。もしかすると、労働者が労務報酬下限額が「低い」のではないかということを経業者の方に問い合わせたのかもしれない。
委員	都道府県別に適用される地域別最低賃金額のランクは、福岡は A から D まであるうちの C ランク。大きな県だが C ランクでいいのか。せめて、B ランクにあげてもいいのではないか。福岡市に一極集中なので、そのほかの地域もあつてのことかもしれないが。 この場合は、ランクを審議する場ではないが、ワーキングプアを生まないために、賃金を底上げすることが何よりも大切なことである。
会長	特に他になければ、次の議題に移るがよろしいか。
各委員	了承した。

3.平成 27 年度 直方市公契約審議会報告書（案）について

会長	続いて、議事(2)「平成 27 年度 直方市公契約審議会報告書（案）について」事務局の説明をお願いします。
事務局	報告書（案）の説明の前に、資料「工事又は製造の請負契約一覧表（平成 26 年度実績）」をご覧ください。 以前よりご意見をいただいていた、工事又は製造の請負契約の対象範囲を「1 億円以上」から「5,000 万円以上」に拡大した場合の「発注件数」「発注額」を平成 26 年度実績を基に、まとめた資料となる。 平成 26 年度に本市が入札執行した請負工事の件数は、99 件で、発注総額は、約 21 億円であった。現在運用中の対象範囲 1 億円以上では、件数：1 件・発注金額は、約 1 億 4,000 万円、発注金額全体に占める割合は、6.5%であった。 対象範囲を「5,000 万円以上」とした場合、件数：11 件・発注金額は、約 9 億 4,000 万円、発注金額全体に占める割合は 44.5%となる。 先進自治体の請負工事の対象範囲は、全請負工事の発注金額の約半分をカバーするよう設定されている場合が多く、今回、本市の対象範囲を「5,000 万円以上」に拡大すれば、先進自治体と同程度になるかと思う。 以上のことを踏まえ、「直方市公契約審議会報告書（案）」を作成させていただいた。 資料「直方市公契約審議会報告書（案）」をご覧ください。

各委員からご意見をいただき、議論を重ねてきた結果を踏まえ、「遵守法令に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）」を追加すること」「工事又は製造の請負契約の適用範囲を「1億円以上」から「5,000万円以上」へ拡大すること」を柱に、会長に相談しながら、作成した報告書（案）である。

表紙の次、1ページをご覧ください。

直方市公契約審議会委員名簿である。ここでは、各委員の氏名を掲載させていただいた。

2ページには、「1. これまでの経緯」「2. 直方市公契約審議会の位置づけ」「3. 審議経緯」を掲載している。

これまでの経緯としては、「平成25年6月、学識経験者及び労使代表委員計5名による「直方市公契約条例策定審議会」が設置され、公契約条例のあり方や条例素案について審議がなされた。審議を経て、同年9月から10月にかけて、「公契約条例制定に向けた基本的な考え方」によるパブリックコメントを実施し、その意見を踏まえ、策定審議会から条例案が市長に報告された。

これを受け市では、平成25年12月直方市議会定例会に「直方市公契約条例」を付議し、全会一致で可決されたことにより、平成25年12月20日公布・平成26年4月1日に施行されたところである。」としている。

次に、2. 直方市公契約審議会の位置づけであるが、「平成26年4月1日施行された直方市公契約条例第9条には、労務報酬下限額のみならず、この条例に係る重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するため、直方市公契約審議会を設置すると定められている。審議会では、条例施行後の状況を確認する中で、公契約条例に関連する法律の改正に伴う対応や、施行時からの継続案件である対象範囲・労務報酬下限額などについて審議を行うものである。この報告書は、その審議結果を取りまとめたものである。」としている。

次に、3. 審議経緯であるが、第1回 平成26年12月19日「会長・副会長の選出及び条例施行後の状況報告」、第2回 平成27年3月18日「審議会スケジュールの確認及び適用範囲の拡大についての審議」「公契約条例に関わる法律の改正に伴う条例の一部改正についての審議」「平成27年度 労務報酬下限額についての審議」、第3回 平成27年5月8日「適用範囲の拡大についての審議」「報告書取りまとめ」としている。

次のページ、3ページをご覧ください。4. 審議結果である。

① では、公契約条例第8条（公契約等の規定事項）に遵守法令として「サ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）」を追加している。

4ページの上段をご覧ください。

入契法の追加理由として、「入契法は、公共工事の発注者・受注者が、入札契約適正化のために講じるべき基本的・具体的な措置を規定しており、公契約条例の効果として考えられる「ダンピング対策の強化」に繋がるものである

ため、条例中に規定することが望ましいと考える。」としている。

次に、②公契約条例の適用範囲について、説明させていただく。

ここでは、公契約条例第 5 条：工事又は製造の請負契約の適用範囲を「1 億円以上」から「5,000 万円以上」へ拡大している。

拡大の理由として、「公契約条例施行後、特に大きな問題や混乱もなく、また、条例の趣旨や直方市公契約条例策定審議会及び直方市議会からの意見を踏まえ、施行状況を見ながら、対象範囲を拡大していくことが必要である。」

「条例素案を審議する際に実施されたパブリックコメントに、「すべての公契約を対象とすること」といった意見が多数寄せられていた。」「事業者にとっても、過当ダンピングの防止に繋がるといった効果が期待できる。」としている。

次のページ、5 ページをご覧ください。

先程、工事又は製造の請負契約の適用範囲についての説明をさせていただきました。

ここでは、業務委託・指定管理協定の適用範囲についてである。

現在、業務委託・指定管理協定の適用範囲は、1,000 万円以上である。今回の報告書では、「業務委託・指定管理協定につきましては、現時点では現状のとおりとする。」としている。

その理由として、条例素案を「直方市公契約条例策定審議会」で審議する際に、事務局から提案された「予定価格 3,000 万円以上のもの」を「予定価格 1,000 万円以上のもの」に拡大済みであり、また、条例対象案件であっても、現在、複数年契約中の業務委託・指定管理協定には適用されていないものがあることから、引き続き経過を確認する必要があるため現状どおりとする。

としている。

次に、③平成 27 年度労務報酬下限額について、説明させていただく。

平成 27 年度労務報酬下限額については、前回の会議にて承認を頂いた。その資料を 6 ページに掲載している。

なお、平成 27 年度労務報酬下限額の算定方式についても、現行どおりとした。この理由としては、5 ページの中段に記載のとおり。

工事又は製造の請負契約に係る労務報酬下限額は、「公共工事設計労務単価」を基に設定している。公共工事設計労務単価は、農林水産省及び国土交通省の 2 省による公共事業労務費調査に基づき、都道府県ごとに決定されるものであるが、平成 27 年 2 月より、各職種 6～8%程度の引き上げが行われ、結果、平均で 82 円程度の労務報酬下限額の引き上げとなる。

業務委託・指定管理協定に係る労務報酬下限額は、「直方市行政職給料表 1 級 5 号級」を基に設定している。平成 27 年 4 月 1 日から、この直方市行政職給料表が見直され、日当 6,400 円から 6,500 円へ改正、労務報酬下限額では、13 円の引き上げになる。

「現在、福岡県の最低賃金は、727 円であり、工事又は製造の請負契約は当然ながら、業務委託・指定管理協定においても上回っている。」としている。

直方市公契約審議会報告書（案）についての説明は、以上である。

会 長	直方市公契約審議会報告書（案）について、意見・質問がある方はいらっしゃるか。
副会長	<p>5 ページ、③平成 27 年度労務報酬下限額のところであるが、公共工事の設計労務単価を決める際は、国土交通省の資料によると「公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。」とある。</p> <p>それを踏まえて言えば、公共工事設計労務単価を労務報酬下限額にするという決め方は違うのではないか。</p>
事務局	公契約条例では、公共工事設計労務単価の 80%を労務報酬下限額としている。公共工事設計労務単価を労務報酬下限額にしているわけではない。
副会長	この報告書（案）では、そのことが明記されていない。誰が見ても分かるように、分かりやすい表記をしたらどうか。公共工事設計労務単価を労務報酬下限額に設定していると勘違いされる可能性がある。
事務局	5 ページ、③平成 27 年度労務報酬下限額についての「理由」の部分に、公共工事設計労務単価の 80%を労務報酬下限額としている旨を追記するということか。
副会長	報告書を見る人に理解してもらう必要がある。
会 長	文言を改める必要があるか。
事務局	公共工事設計労務単価の 80%が労務報酬下限額であるという算定方式を追記したらどうか。それなら、分かりやすいと思う。
委 員	<p>公共工事の設計をする際には、上がったたり、下がったりする労務単価を基に設計をしている。公共工事設計労務単価の金額を 1 時間当たりの単価に直し、その 80%が、報告書 6 ページにある単価である。</p> <p>公契約条例では、公共工事設計労務単価の金額を実際に払うわけではなく、あくまでも労務報酬下限額以上の金額を払えばいいと理解している。</p>
副会長	我々は理解しているが、労務単価の資料がついていると、公共工事設計労務単価が、労務報酬下限額としていると勘違いされるのではないか。国土交通省の資料にあるような、説明本文がついていれば、わかりやすいが。建設業の専門家ではない市長にも分かりやすい資料を作るべきである。

会 長	<p>それでは、平成 27 年度労務報酬下限額についての理由の後に、説明を追加したいと思う。文言等については、私と事務局に一任していただけるか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
事務局	<p>報告書（案）につきましては、修正後、前回の策定審議会同様、会長から市長に報告していただきたいと考えている。市長と会長の日程を調整させていただく。</p>
会 長	<p>市長と私の日程を調整した後に、各委員に日程を連絡し、日程が合う方はぜひ、ご同席いただきたい。自由参加で結構。他にはあるか。</p>
副会長	<p>法律が変われば、自動的に条例に反映されるようにできないか。</p>
会 長	<p>以前から、副会長より提案があっているが、この件は、なかなか難しいのではないかと考える。法律が適用されるのは、当然であるが、公契約条例に書き込むという意味は、それとは違う側面がある。</p> <p>法律違反をした場合は、監督官庁である例えば国交省などが指摘できるが、直方市は何もいえない。公契約を結んでいる業者さんにも、条例に書き込んでいないと監督官庁ではないので、指摘できない。条例に法律名を書き込むと指摘できるようになる。</p> <p>ただし、そうなれば、一つ一つの法律を公契約条例に入れる入れないの判断をしなければならないことになる。</p>
事務局	<p>前回、私が、条例から、法令名を削除して、施行規則のほうに明記すれば、議会に上程しなくても、市長の判断で追加できる旨の説明をしたが、今、会長から、条例の中に、法令名が明記されていることで指導ができるようになるという側面があるというお話をいただいた。</p> <p>今回報告書を提出していただき、市長の判断になるが、対象範囲の拡大、労務報酬下限額の引き上げについて、また、審議が必要になってくると思う。</p> <p>法令の追加については、議会が年 4 回開催されているので、随時追加もできると考えているため、条例中に、法令を列記したままのほうが良いと判断している。自動的に条例に反映させるのは、いかがなものかと思う。</p>
会 長	<p>何か、ほかにいい案が見つかりましたら、提案いただきたいが、それまでは、条例に明記するかしないかの判断は、審議会の役割であると思っていただいて、お待ちいただきたい。</p>

4. その他

会 長	その他、意見はないか。
副会長	<p>よろしいか。建設業、公共工事について、委員の皆様理解を深めていただきたく、資料を準備した。資料に沿って、建設業界における背景などを説明させていただく。</p> <p>資料 1 枚目、1 事業者見積金額、2 予定価格、3 最低制限価格、4 入札価格、とある。</p> <p>予定価格と最低制限価格は、事前に発注者が決めるもので、直方市の場合、事前公表をしている。事業者見積金額と予定価格の違いが大きければ、大きいほど歩引きがあるということになる。従前の例でいくと 6%、8%、1 割程度の差がある。今回の例で出しているもので言えば、事業者見積金額と予定価格の金額に差があるが、これは、労務単価に幅があるからである。地域によって違うもので、直方、小竹など小さい地域のものはない。われわれ業者が見積もる場合は、金額の幅の中間としてみたり、電話確認して、見積もりをとったりする。市町村はおそらく、最低金額で見積もると思われる。我々業者が一番低い金額で入札書を入れると、おおむね同額となる。我々業者は、見積もりをとる際は、実行予算を考慮している。</p> <p>ただ、この差が、即歩引きだとは考えていない。直方市は、歩引きをしていないことは認識している。</p> <p>また、最低制限価格と入札価格は同額になっているが、事前公表で、予定価格と最低制限価格の間に入札額が入っていないと落札できない。競争相手がいるため、最低額を入れないと落札はできない。</p> <p>直方市の総合評価は、予定価格 1 億円以上であり、複数社が最低額であれば、会社の持ち点の高いほうが落札できる。1 億円未満の入札は、最低金額であれば、くじ引きによる落札者決定、という現状になっている。</p> <p>入札価格を見ると、予定価格の 87.7%となっており、これは、最低制限価格を予定価格の 87.7%で設定しているということになる。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>最低制限価格について、福岡県が出したものだが、平成 23 年から改定になっており、改正案として、「直接工事費が 95%、共通仮設費が 90%、現場管理費が 80%、一般管理費が 30%だったものが、55%に上がった」としている。また、前回、委員が資料を持ってこられた、土木工事に関しては、現場管理費が 5%上がって、一般管理費が 20%上がったというものであった。</p> <p>最低制限価格の算定式が書いてあるが、土木一式工事で 88%、建築工事で 90%となっている。90%というのは、設定率の上限になっている。ちなみに、直方市は 90%の設定は、一度もなく、今回の例も、87.7%であり、ごく平均的な設定といえる。</p> <p>前回も、私がお話したと思うが、資料に記載があるように、「一般管理費とは、本店等従業員の給与等のほか、通信・交通費等会社経営に必要な経費」となっている。</p>

以上説明したものが、最低制限価格というものであり、それを踏まえた上で次のページの資料をご覧ください。

この資料は、国交省が平成 23 年に出したガイドラインである。

次のページをご覧ください。ここには、「不当に低い発注金額」について建設業法上に明記があり、発注者が決めた不当に低い額で発注できないという趣旨が記載されている。

次のページをご覧ください。

ここにも、発注者のことだが、取引上優越的な地位を利用して発注できない旨が記載されている。この場合の発注者とは、市町村などの行政、また、元請業者と下請業者の関係で言えば、元請業者も発注者となる。

また、資料中の (3) に最低制限価格に関することと明記があるが、「通常必要と認められる原価とは、工事を施工するために一般的に必要なと認められる価格」とある。資料中のアンダーラインを引いてある部分に、最低制限価格とは、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費よりなる間接工事費、一般管理費（利潤相当額は含まない）の合計額とある。本文にはこのように書いてあるが、通常は「一般管理費」という言葉しか出てこない。国交省の本文には、一般管理費には利潤相当額は含まないとしている。

以上を踏まえて、建設業の現状を説明していきたいと思う。次のページをご覧ください。

新聞記事によると、神奈川県知事は、「現在 90%に設定されている最低制限価格の上限を、平成 27 年 4 月に発注する工事から撤廃すると回答した」とある。また、全国的にも同様の運動があり、長崎県では、最低制限価格の上限は 92、93%となっている。

直方市も公契約条例というすばらしい条例ができて、働く人の雇用体制、若年者の雇用等の改善に向かっていると思う。それにより、発注者の責務が非常に大事になってくると私は思う。

次のページをご覧ください。

この新聞記事は、極端な例ではあるが、東京・神奈川地区の建設業協会と国土交通省との歩切りの意見交換の内容である。この近くの地域でも歩切りの現状がある。

歩切りとは、設計額が決まり、その金額の 7 掛け、8 掛けで予定価格を決めているというものである。国交省の方が言われるには、「本当にそのようなことがあるのか。」という答えが返ってくる。そういったことがあれば、報告していただき、適宜調査するという内容の記事が載っている。

直方市の名誉のために、直方市は、歩切りはないとっておく。

次のページをご覧ください。

この新聞記事は、全国でも歩切りしている自治体が、市町村単位では、半分以上あり、不適正な設計があるという記事である。業者としては、27 年 4 月から施工した担い手三法について疑問視しているという内容である。

建設業は絶滅危惧種といわれているが、絶滅しないように、我々としても努力し、直方市の公契約条例が、さらによい方向に発展できるようにしたい。

<p>委 員</p>	<p>先ほどのアンケートでも、一番問題なのが、地域の活性化につながっていないというものがあつた。私もそういう意見を出させていただいた。</p> <p>公共工事 1 件だけでは、まったく地域活性にはならない。もう少し対象範囲を広げることで、地域の活性化につながっていくのではないかと思う。</p> <p>副会長より、今説明があつたが、私ども業界、廃棄物処理業者としては、法律の規定により、適正な業務の確保が大前提となっている。今、説明があつたものと同じようなことが、規定されている。</p> <p>最近、行政訴訟がでてきており、不適切なことをしている市町村は、敗訴している。本来の制度に沿った運用をするべきであると変わってきている。建設業界だけではなく、我々、廃棄物処理業界も、適正な業務の確保の周知徹底が図られている。</p> <p>元来、日本は行政訴訟をよしとしない風潮があつたが、最近、実態に即したものをということで、行政訴訟が増えてきている。適正な業務をすることが大前提である。品確法等を副会長からご教授いただいた。まさに個別法ではあるが、その規定がある。そういった意味で、廃掃法というのは、世界に冠たる法律であると思う。日本らしい法律であると思う。品確法と同じようなことが明記されている。</p>
<p>副会長</p>	<p>直方市との間に紛争を生じ、訴え等の相手方となったときは、指名を停止するという規定がある。実際に直方市も停止措置を講じた。工事の係争ではなく、他の件で、直方市と係争中に指名停止をした事例がある。</p> <p>また、他市では、実際に指名停止をされた業者が裁判を起し、裁判では業者側が勝訴した。行政側が権限、権力を利用して行ったものとして、行政側が敗訴した。</p> <p>委員の皆様が、建設業、委託業について十分理解していただきたい。私どもも、自らの仕事のために、この会議に参加しているとは思っていない。地域の雇用改善のためという気持ちで臨んでいる。</p>
<p>委 員</p>	<p>一つ付け加えさせていただきたい。先ほどの廃掃法は、業者を保護する法律ではなく、適正な処理を確保しないと、環境を破壊するという趣旨のものである。訴訟になったものについては、行政の不適切な契約による、不法投棄の発生という案件がある。単独の業態の業者を保護するものではない。</p> <p>原告適格でないという判断が、あるということに変わって、訴訟が大きく変化してきた。訴える権利がないというものが、訴える権利があるというふうに変ってきていて、最高裁の判決がそういう結果につながっている。それについては、環境省も、最高裁の判例を付して通知を出した。直方市にも通知があるはずである。</p>
<p>会 長</p>	<p>その他にあるか。</p>

委員	<p>学童の皆さんの資格は、要件としているのか。例えば、保育士の資格が必要であるなど。自治体によっては、資格を要件としているところもある。高卒では、保育士の資格はとれない。そのため、高卒初任給ではなく、大卒初任給でないと矛盾しているのではないかという理屈になる。個々の業務委託で、しっかり仕組みを見ていかなければ、下限値の設定はなかなか難しいのではないか。副会長が持ってこられた資料の最低制限価格の引き上げについて等もそうである。最低制限価格は、福岡県では、計算すると88%前後になるはずである。人件費などが含まれる直接工事費は95%を目標に積算、最低制限価格を設定しているはずだから、他の自治体では、90%、85%に設定している自治体も、多々ある。その引き上げもできるであろうし、業務委託についても、資格要件をかしているところがあれば、大卒初任給という設計の仕方もありなのではないかということ提起したいと思う。</p>
副会長	<p>どの範囲まで、公契約審議会で決められるかということである。最低制限価格についても、全国の動きを見ながら、上げていただく。労働者に支払う賃金等は、労務台帳で検証できる。本審議会が、労働改善、処遇改善につながって、賃金アップにつながればと思う。</p> <p>今だに、最低制限価格を決めていない自治体などもある。</p>
委員	<p>今、国も各自治体を回って、指導をしている。</p>
副会長	<p>この審議会の決められる範囲はどこまでなのか。最低制限価格は決められるのか。</p>
会長	<p>現行の公契約条例では、そこまでは決められないであろうと思う。直方市では、どのような形で、最低制限価格を定めているのか。</p>
事務局	<p>最低制限価格の設定に関する要綱で定めている。国が示しているものと同様のものとなる。</p>
副会長	<p>国からの通達は、必ず各市町村まで通知される。</p>
事務局	<p>直方市は、遅滞なくできるよう準備をしている。最低制限価格の算定方式が改正されれば、すばやく直方市も対応させていただく。</p> <p>委員からいただいた資料の労務報酬下限額についても、一定理解はしている。28年度からなると思うが、公契約の対象を設計金額5,000万円に引き下げて、26年度で言えば、11件に拡大、27年度で言えば、15、16件になるかもしれない。</p> <p>委託業務についても、指定管理者や学校給食等、現在、複数年契約中で、まだ公契約の適用になっていないものもある。28年度からは適用になってくる。28年度は、様子を見て、賃金の実態等を確認しながら労務報酬下限額</p>

	<p>についても、議論させていただきたい。</p> <p>まずは、公契約対象範囲の拡大と今適用されていない案件を適用させて、業者さんにも慣れていただきたい。急に、対象範囲の拡大と労務報酬下限額の引き上げを同時にやると業者さんもついてこれない。本日もある業者さんから公契約の対象にうちの工事がなるだろうかと問い合わせをいただいた。今現在はないが、今後はありえると答えたら、勉強しておこうということだった。そういった案件もでてきている。</p> <p>労務報酬下限額の引き上げについては、施行状況を確認させていただきたいと考えている。</p>
副会長	<p>次回の提言の打ち合わせをしてはどうか。</p>
会 長	<p>次の提言をするにしても、もう少し中身を検証したい。例えば、委員が言われた個々の業務委託について、どれが下限額として妥当なのかという検証をするとすれば、かなり大変なことになるのではないか。</p>
事務局	<p>野田市は、委託業務に関して、当初はひとつの下限額であったが、職種別に設定をしている。</p>
会 長	<p>例えば、先ほどでた学童保育ではどうか。</p>
事務局	<p>委託業務に関しては、各主管課で行っているのですが、この資格がなければという条件を付しているかは、確認していない。聞くところによれば、学生のアルバイトもいるということなので、一人メインの資格を持っている方は、必要になると思う。全員が資格を持っていないということではないと思う。</p>
副会長	<p>資格を持つ者と持たない者で、賃金に差が出てくるのは当たり前のことである。</p>
事務局	<p>労務台帳を確認していると、有資格者の方は、九百いくらか、資格を持っていない人は 826 円とはなっていた。時給の高い方は、有資格の方であった。</p>
副会長	<p>次回の提案としては、委員が言われた、学童保育の資格がある方はどういったふうに扱うかということ事務局側に提案していただく。建設業としては、全国的に広がりを見せている最低制限価格の 90% を除外して、最低制限価格を上げていこうなど。そうでなければ、アンケートをとっても、地域活性化につながっていないという結果になる。アンケートをとる意味は、改善点をどう改善すべきかということにあると思う。ただ、アンケートをとるだけでは意味がない。全国の動きをみながら、直方市として、最低制限価格をどうしていくかの検討が必要である。</p> <p>最低賃金を事業者だけに守らせるのではなく、発注者にも努力してもらいた</p>

事務局	<p>い。次の提言としては、最低制限価格の引き上げとしたい。</p> <p>まずは、今回の報告書を市長に提出することとしたい。市長の判断を仰がなければならない。対象範囲の拡大の答申をしても、市長が拡大についてはまだしない、という判断をする可能性もある。まずは、会長から市長への報告をしていただきたい。</p>
会 長	<p>次回以降としては、先ほど話しにでた学童保育の資格要件があるか確認する等の作業をする、または、副会長が言われた、最低制限価格についての要綱を検討するなどするか。</p>
事務局	<p>よろしいか。委員が言われた労務報酬下限額については、建設工事に関しては、業種別に定めているが、委託業務については、一律で設定をしているので、今後これを細分化していくという認識はもっている。副会長が言われた最低制限価格については、要望はいいと思うが、この場で議論する案件ではないというふうに考える。最低制限価格については、議論する内部委員会が別に存在する。総合評価やベンチャー等の入札制度改革の意識は、市役所側も常に持っている。先ほど説明があったように、国の改正があった場合、直ちに変更できるようにしている。そういう中で、副会長が言われた、他県、新聞等も踏まえて、どうあるべきかは、この審議会に関わらず、内部で検討していくべき問題であると認識している。</p>
副会長	<p>市役所側のいい答えを期待している。</p>
会 長	<p>公契約条例のたてつけからすると、なかなか守備範囲がそこまでいかないと思う。ただ、労務報酬下限額については、1つ1つ検証していく作業をしばらくの間、地道にやって、審議会の中でも共通の認識を作っておく必要があると思う。</p> <p>また、本来の守備範囲かどうかは別として、副会長が言われた最低制限価格をどうしていかなければならないかという意見を付すことは可能ではないかと思う。</p> <p>いづれにしても、いくつかある業態ごとに検討をする必要がある。すぐに、次の市長への報告書に反映させるかは分からないが。学童保育についてだけでなく、直方市で実際に契約している業態についてはある程度、検討したうえで、トータルとして報告できたらと思う。当分は、各業態についての勉強とさせていただきたい。</p>
事務局	<p>委託業務を各主管課で入札を行うときに、技術者の要件、資格を求めているのかどうか、またそれに対する人件費をいくら適用させているのかという資料を収集させていただく。そこからスタートしたい。建設工事の資格要件は、契約係で把握できているが、委託業務については把握できていない。</p>

副会長	<p>公共工事においては、どのような資格が求められているかは熟知している。福岡県の建設業の利益、利益率は、0.6%か0.7%くらいである。全国の建設業からすれば、2.4%くらいである。全産業で言えば、3%を少し切るくらいである。それだけ低いわけである。全産業からみても、建設業は3割ほど給料が低い。その結果が地域活性化になっているかということである。今現在はそうはなっていない。統計が必要なら取り寄せる。</p>
事務局	<p>入札制度改革は、これで完結ということはない。我々も、国や県の指導を受けて、変えていくべきは変えていくという認識をもっている。全体への影響等も考えて、できるだけスピーディに対応したい。</p> <p>私も、副会長のように建設業をすべて把握しているわけではないが、それを踏まえて引き続き検討させていただきたい。</p>
副会長	<p>この会議で決めるべきことは、労働改善のことであり、業者のためのものではない。それだけは、よく理解していただきたい。</p> <p>建設業法も日々変わっていくが、特定建設業は、会社に1級の技術者がいなければならない。この人は現場には出られない。会社にいなければならない。そこに人材不足もある。</p> <p>建設業者を半分以下にするという目的の法律が昔あった。公共事業が半分に減った。会社は従業員をかかえているので、すぐに倒産というわけにはいかない。業者数は減らずに、公共工事の全国の規模が半分になった。</p> <p>人材不足の中で、1級の技術者は現場に出られないという矛盾した部分もある。国や県では5kmは兼務できるなどの措置がある。直方市もそのような措置があってもいいのではないか。</p> <p>現場管理費も、最低制限価格で抑えられている。昔は、1億の現場で3人くらいの技術者が必要。今は、技術者は1人でいい。若い人材を育てるにも育てられない。いろいろなことを見直ししていただきたい。</p>
事務局	<p>当然、法律の範囲内でしかできないが、主任技術者の兼務の件は、今できるように進めているので、速やかに通知をして行く。</p>
会 長	<p>他に何かあるか。</p>
委 員	<p>私が今回配布した配布した資料について説明したい。おさらいになるが、この資料は、前回配布した国交省の資料と似ているが、今回の分は、福岡県の対応を国交省の資料に書き込んでいるものであり、福岡県の資料である。</p> <p>県は、土木工事標準歩掛の対応に関しては、今後対応予定である、一般管理費等率及び現場管理費率の改定については、平成27年4月1日から適用している等。国交省がやる施策を福岡県としては、いつ時点で適用するかを書いているもの。同じように直方市でも実施していると思う。</p> <p>もうひとつの資料は、副会長はよくご存知だと思うが、土木工事の積算基準</p>

	<p>の改定についてである。率の改定で、予定価格が 3%上昇するというものである。</p> <p>先ほど、副会長も言われたが、建設業者の利益率が低いということがある。建設業者をつぶしていくという政策を確かに昔、国交省がやったが、3.11 しかりだが、北部九州豪雨でもそうだった。建設業者がいないと復旧ができない。行政がいくら費用をつけても、それを施工する業者が地場にいないと復旧が出来ないということが、災害を経験して分ってきた。これは、必要な産業である。単価をしっかりと上げて、儲け分を上げていくという施策に切り替えた。大手ゼネコンさえいけば、世の中うまくまわっていくということではうまくいかない。実際、現場をよく知っている地元企業がいるという業態でなければならないというところに立ち返って、今いろんな制度設計を見直しているという段階である。事務局が言われているように、入札制度改革の意識もあるとのことなので、全国の情報等私もこの場でお伝えしながら、いっしょに審議していきたいし、そうあるべきであると思う。</p> <p>また、公共事業の根本論だけお伝えしたいと思う。公の機関が発注する業務というのは、根本には、財務省が所管する会計法というのがある、行政が積算したものより高い契約ができないというもの。相当古い法律である。他の国では、業者さんがそんな価格ではできないとして、高い価格しか入れなかったら、行政側と金額が直近のところと契約するというもの。諸外国ではそれが普通のやり方である。日本では、官がやることは間違えないということで、価格がそれ以下しか受け付けないという法律体系になっているのでややこしい。業者が儲からない仕組みになってしまっている。そのため、今、総合評価等で業者を育てるという仕組みをとり入れている。財務省がなかなか会計法の上限拘束制をとばらうことをしない。入契法や品確法等のほかの法律で逃げているような状況にある。何とか地場の業者を育てていくためにということで作ったものである。</p> <p>これまでの実績で、だいたいの平均値を出して、それを標準積算歩掛りとしている。工事では特殊な事情などは反映しない現状がある。</p>
副会長	直方市で苦勞しているのが、街中の工事である。
委 員	最近、街中の工事の賃金ベースアップなどを入れてきた。
副会長	直方市がそれを反映させるかが問題である。ただ、直方市自体街中といっても、果たしてそれに該当するかは分らないが。
委 員	街中では、交通誘導員をしっかりと配置しなければならない。また、渋滞が発生して予定通りにトラックでの運搬ができない等の街中での工事の非効率性がここにはある。直方市がその地区に該当するかは分らない。一部なるようではあるが。

会 長	次回のスケジュールについて。次回は、7月17日の金曜日の14時からとしているが。先ほどの宿題の点もあり、資料の準備等もあるだろうし。
事務局	委託業務の求めいている資格があるかないかと会長が市長への報告した際の報告ができればと思っている。
会 長	予定どおり、7月17日でよろしいか。
各委員	はい。

5. 会議録署名委員の指名

会 長	それでは、本日の会議録署名委員の指名をする。今回は、副会長と寒竹委員にお願いする。
両委員	了承した。
事務局	本日の会議録については、作成後、各委員の皆様に郵送させていただく。

6. 閉会

会 長	それでは、これで第1回 直方市公契約審議会を終了する。
-----	-----------------------------